

生活支援等サービスの 情報を募集します

市では、高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けるための体制整備に取り組んでいます。その一環として、市内において法人や任意団体が取り組んでいる「生活支援等サービス」の情報を、インターネット等を活用し必要とする方にお知らせします。

つきましては、高齢者の生活支援・介護予防に資する以下のサービス等を実施しており、情報の公表を希望する団体を募集します。



対象サービス	内容
見守り・安否確認	地域の町内会、民間事業者等による高齢者の安否確認や見守りを家事支援等とともに行うサービス。また、安否確認には緊急時に通報できるサービスも含まれる。
配食(+見守り・安否確認)	配食だけでなく、訪問時に安否確認や見守りも兼ねたサービス。
家事援助	買物や掃除、調理、洗濯等の日常生活に必要な家事を支援するサービス。
外出支援	通院や買物等が一人では困難な方へ移動支援を行うサービス。
多機能型拠点	スーパーやコンビニ、飲食店等に介護の相談窓口、サロンや体操教室等多様なサービスを組み合わせたサービス。
交流の場・通いの場	住民やNPO団体等様々な主体によるミニデイサービスやコミュニティサロン等の交流の場、運動・栄養・口腔ケア等の専門職が関与する教室を開催しているサービス。
介護者支援	介護をしている家族の集いや介護サービスを利用している方の状態維持・改善に向けた知識・技術の教室等であり、介護をする方を支援するサービス。

公表場所は、厚生労働省が運営する「介護サービス情報公表システム」(<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>) 及び市役所や高齢者相談センターの各窓口です。今後は「きらっと☆とよかわっ！ガイドマップ」(<http://www2.wagamachi-guide.com/toyokawa/>) にも掲載していきます。公表の希望や内容に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

問合せ先：豊川市福祉部介護高齢課高齢者支援係 電話：0533-89-2105

生活支援体制整備事業とは!?

一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯の増加にともない、調理や清掃、買物などの支援を必要とする高齢者が増えています。こうした日常生活上の支援が必要な方が、地域で生きがいを持ちながら、自分らしい生活を継続していくためには、地域において様々な生活支援や介護予防のサービスが提供されることが必要です。

生活支援体制整備事業では、生活支援コーディネーター等を中心に、ボランティアやNPO、民間企業、社会福祉法人、共同組合など地域の多様な事業主体による多様な生活支援や介護予防のサービスが提供される体制を整備します。